

防 情 公 審 第 20 号
平成24年（2012年）12月27日

防府市長 松 浦 正 人 様

防府市情報公開審査会
会長 永 田 信 明

防府市情報公開条例第14条に基づく諮問について（答申）

平成24年7月24日付け防建第599号及び防建第600号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

なお、これらの諮問は、異議申立ての対象となった情報が防府市長（以下「実施機関」という。）が作成する市営住宅家賃滞納整理表（以下「滞納カード」という。）と一緒に記載されており、また、その内容も密接に関連していることから答申については、併せて審査した。

記

1 防建第599号

滞納カードに記載された滞納理由の非公開決定に対する異議申立てについて

2 防建第600号

滞納カードに記載された徴収金額の非公開決定に対する異議申立てについて

別 紙

答 申

1 審査会の結論

滞納カードに記載された滞納理由及び徴収金額を非公開とした決定は妥当である。

2 異議申立てに至る経緯

年 月 日	経 緯 等
【防建第599号】	
平成24年6月11日	公文書公開請求の受付
平成24年6月22日	実施機関において請求に係る公文書部分公開決定(防建第489号)を行い、同月25日に請求者に公開
平成24年6月26日	公文書部分公開決定に係る異議申立書の受付
【防建第600号】	
平成24年6月25日	公文書公開請求の受付
平成24年7月9日	実施機関において請求に係る公文書部分公開決定(防建第558号)を行い、同月13日に請求者に公開
平成24年7月13日	公文書部分公開決定に係る異議申立書の受付

3 異議申立人の主張

(1) 異議申立ての趣旨

防府市情報公開条例(以下「条例」という。)第8条の規定に基づく本文書の開示請求に対し、平成24年6月22日付け防建第599号及び平成24年7月9日付け第600号により実施機関が行った公文書部分公開決定について、これを取り消し、非公開とした滞納カードに記載された滞納理由及び徴収金額について公開をすることの決定を求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

滞納理由については、生活貧困等をはじめ様々な理由があろうと考えられるが、社会通念上容認できない理由もしくは理由すら調査していない案件が少なからずあり得る。非公開とした滞納カードの滞納理由について、特定の個人が識別されるおそれのある部分は非公開とし、それ以外の情報は同条例第7条を適用し全て開示すべきである。そうでなければ「市政運営の実態を説明する」という条例第1条の大原則に反する。

また、差押え禁止額を超える収入があるとみなされる入居者がおり、これら入居者の滞納カードの徴収金額が分かるものが公開されていないというものである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が平成24年8月3日付けで本審査会に提出した理由説明書の記載によれば、実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

(1) 滞納理由の非公開について

本市の場合、滞納理由については、戸別の滞納カードへ滞納者との協議内容などとも併せ逐一記載しており、その内容は個人の人格や私的生活と密接に関連するものであり、条例第6条第1項第1号の個人情報に該当するものである。更に、条例第3条の個人の尊厳を守るために、「個

人に関する情報がみだりに公にされることのないよう、最大限の配慮をしなければならないこと。」にも該当するため、非公開とすることとした。

(2) 徴収金額の非公開について

徴収金額については、戸別の滞納カードへ記載しているが、その滞納カード全てが条例第6条第1項第1号の個人情報に該当するものであり、同条例第3条の個人の尊厳を守るために、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう、最大限の配慮をしなければならないことにも該当するため非公開とすることとした。

5 実施機関の意見又は説明の聴取

平成24年10月30日に開催した審査会における実施機関の意見は、概ね次のとおりである。

(1) 滞納カードには過去の経緯も記載され、他の情報と密接に関連しているため、このカード自体が個人情報を集積したものであるから公開できない。

(2) 市は、市営住宅はセーフティネットという公共福祉の面からも、滞納者と粘り強く交渉し、協議しながら滞納額を減らしていこうという方針で臨んでおり、場合によっては分納誓約書を提出してもらうなどほとんどの滞納者がこの方法に協力的であることから、これらの情報を公開することによる市と滞納者との信頼関係への影響を十分考慮すべきである。

(3) 滞納がある入居者だけこの表を作成し、逐一指導等をしている記録であり、例えば生活保護行政におけるケースワーカーの指導記録に類似したようなものであり、滞納者に対する行政指導的要因が多く包含されているため、たとえ個人が特定できなくても公開すべきではない。

6 本審査会の判断

(1) 異議申立人の主張についての判断

異議申立人の条例第1条に基づく市政運営の実態を市民に説明するという大原則に反するという主張については、個々の滞納カードを非公開にしても、団地（団地名は非開示としている。）毎の累積滞納額及び累積滞納月数の各段階毎の人数を公開していることから、全体の滞納者数、滞納額を把握することも可能であり、また、市営住宅それぞれに相応の滞納者が存在している事実そのものも、この公文書からだけでも十分認識できる。したがって、第1条の目的は達成されていると考えられることから異議申立人の主張は採用できない。

(2) 実施機関の主張についての判断

① 条例第6条第1項第1号(個人情報) 該当性の判断

実施機関が市営住宅家賃滞納者管理のため使用している滞納カードには、団地名、部屋番号、電話番号、氏名、生年月日及び勤務先等の個人情報が多く記載されており、これらのうち、異議申立人が開示すべきであると主張している滞納理由については、この滞納カードの「処理経過」欄に個別指導の内容、交渉日時、及び滞納者の要望等とともに記載され、また、徴収金額については、金額等が「納付状況」欄に記載されており「処理経過」と同様、滞納カードにおけるその他各項目の情報と密接不可分に結合して独立した一体的な情報を形成しており、いわば滞納カード全体が個人情報を集積したものであると考えられる。

以上のことからこの滞納カードが、実施機関が主張する条例第6条第1項第1号に規定する個人情報であると判断できる。

② 条例第7条(公文書の部分公開) 該当性の判断

条例第7条において、実施機関は非公開情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、非公開情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に区分することができるときは、非公開情報に係る部分以外の部分について、公文書の公開をするものと規定している。

そこで、「処理経過」に記載された内容を精査すると、滞納者が特定され、又は特定され得る情報が混在し、個々の情報を組み合わせることによって特定が可能な情報もあり、異議申立て人の主張する条例第7条の規定に基づき、滞納者が特定できない情報のみを抽出することは極めて困難である。

③ 条例第6条第1項第5号(行政執行情報)該当性の判断

さらに、非公開理由を補足するものとして、事務事業の公正若しくは適正な執行に著しい支障が生ずるおそれのある行政執行情報については公開しないことができると規定されている条例第6条第1項第5号の検討を行った。

滞納カードの「処理経過」の内容を詳細に吟味していくと、特定の個人を識別され得る情報の有無にかかわらず、滞納者について、個人の人格、人間の尊厳に関わる記述、情報も散見される。実施機関が述べるように条例第3条に規定する個人の尊厳はこれを遵守し、滞納者といえども個人として尊重されなければならないのは言うまでもない。このような情報を交渉内容、滞納理由、徴収金額等とともに公開すれば、家賃を滞納している入居者はもちろん滞納していない入居者ともこれまで築いてきた信頼関係が損なわれ、これからの適切な使用料徴収事務に支障をきたし、住宅の維持管理面等においても入居者の協力、理解等が得られなくなるおそれがある。

また、今回の事例と類似した情報公開請求の司法判断の有無について調査したところによると、堺市の国民健康保険料の納付に係る交渉記録が、堺市情報公開条例第7条第1項第1号(個人情報)と第6号(行政執行情報)の非公開情報(条例第6条第1項第1号及び第5号に該当)に該当するとして非公開(大阪地方裁判所・平成18年3月23日判決)とされた事例があり、内容を類推、考察してみると非公開とした理由について、本答申の判断と本質的に一致する点が多々あった。(判決概要は、末尾を参照されたい。)

これらの点を総合的に判断して滞納カード全体を非公開とすることは、妥当である。

なお、本答申の判断とは直接は関係ないが、本件公開請求（諮問防建第598号を含む。）に関する類似請求として

- (1) 公営住宅の住宅使用料の滞納者または滞納額
- (2) 公営住宅の住宅使用料滞納者に対して、未払いの家賃の請求、支払い状況がわかるもの
- (3) 公営住宅入居者のうち、高額所得者の入居者数または入居年月日

以上3点の情報公開請求の有無について、他市の状況調査を行った。結果は、(1)の照会事項において、大阪府寝屋川市が、滞納額について歳入歳出決算書（歳入歳出事項別明細書）の一部を開示したという事例はあったが、そのほかはすべて該当なしという回答であった。（詳細は、別紙を参照されたい。）

7 まとめ

以上により、実施機関が滞納カードに記載された滞納理由及び徴収金額を、滞納カード全体が個人情報であるとしてこれらを非公開とした決定は妥当であり、本審査会では個人情報であるとともに行政執行情報にも該当すると判断して冒頭のとおり結論する。

8 本審査会の審査経過

本審査会の審査の経過は、次のとおりである。

年 月 日	審査の内容等
平成24年7月24日	・ 諮問
平成24年8月3日	・ 実施機関から理由説明書が提出される。
平成24年10月1日 (第1回審査会)	・ 異議申立ての概要について(事務局説明の聴取) ・ 理由説明書について(事務局説明の聴取)
平成24年10月30日 (第2回審査会)	・ 実施機関の職員の意見又は説明の聴取 ・ 諮問事項の審議
平成24年11月26日 (第3回審査会)	・ 諮問事項の審議
平成24年12月17日 (第4回審査会)	・ 答申書案の審議

9 防府市情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名
会 長	永 田 信 明
委 員	清 水 博
委 員	上 田 淑 江
委 員	新屋敷 恵美子

※ 堺市の国保料の納付に係る交渉記録非開示について（判決概要）

交渉記録の記載事項欄には、面談を行った場合の聴取事項のみならず、当該滞納者からの国保料徴収の可能性を見定めたり、当該滞納者に対する督促の方法、方針や、分納計画をどのように提案するかなどにつき検討するため、担当職員の心証まで記載されているのであって、これらが公開されることとなれば、堺市の徴収方針を被保険者等に明らかにすることとなって、被保険者等の側で国保料の徴収逃れが容易になったり、任意での支払いを拒むに至るなど、円滑な徴収業務に支障を来たすことにもなる。

したがって、交渉記録の記載事項欄には、第1号情報（個人情報（条例第6条第1項第1号に該当））が記録されており、また、その記録全体が第6号情報（行政執行情報（条例第6条第1項第5号に該当））に該当するということができるから、その余の点について判断するまでもなく、同欄全体が非公開情報の記録ある公文書であるといえる。